

島根県消費・安全対策交付金実施要綱

制 定 平成 17 年 4 月 15 日 農畜第 5 7 3 号
最終改正 令和 3 年 6 月 1 日 農畜第 2 6 7 号

第 1 趣旨

わが県において、将来にわたり安全な食料の安定供給を確保していくためには、県民の健康の保護を最優先としつつ、食料供給の各段階において、科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組や、伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止による食料の安定供給体制の整備等を、地域の実態に応じて機動的かつ総合的に実施していく必要がある。

島根県消費・安全対策交付金（以下「本交付金」という。）は、このような観点に立って、各地域が、それぞれの実態に応じた目標を明確に示した上で、その自主性・独創性を発揮しながら推進する総合的な取組を支援し、もって、わが県の食品の安全と消費者の信頼の確保及び食料安全保障の確立、さらには県内農林水産業及び食品関連産業等の健全な発展に資するものとする。

第 2 事業の内容等

1 事業の内容

(1) 第 1 の趣旨を踏まえ、本交付金は、

ア 農畜水産物の安全性の向上

イ 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止

を目的として事業実施主体が実施する取組に必要な経費に充当するものとする。

(2) (1) のア及びイの目的を達成するための具体的な目標、事業メニュー及びその内容、事業実施主体並びに交付率は、別表 1 のとおりとする。

なお、別表 1 の事業メニュー及びその内容の欄の事業メニューを実施するに当たっては、「島根県消費・安全対策交付金実施要領（平成 25 年 5 月 16 日付け食安第 1158 号。以下「実施要領」という。）」によるものとする。

2 事業実施期間

本交付金による事業の実施期間は、原則として 1 年とする。

第 3 目標値及び事業実施計画書

1 目標値の設定及び事業実施計画書の作成

(1) 目標値の設定

事業実施主体は、取り組むべき課題に応じ、別表 1 の目標の欄の目標ごとに、別表 2 に基づき、事業終了時に達成すべき具体的な目標値を設定する。

(2) 事業実施計画書の作成

事業実施主体は、(1) で設定した目標値を達成するために必要となる事業

メニューを別表1の事業メニュー及びその内容の欄から選択する。また、当該目標値の達成に必要な場合には、別表1の事業メニュー及びその内容の欄に示された事業の内容以外に、地域として独自の取組（以下「地域提案型事業」という。）も実施できるものとする。

(3) 事業実施主体は、必要に応じて、複数の目標について目標値を設定し、それぞれの目標ごとに事業メニューを選択し、実施することができる。

2 事業実施計画書の承認

(1) 本交付金の交付を受けようとする市町村長は、別紙様式第1号により、目標値、選択した事業メニュー、事業実施主体、本交付金の要望額その他必要な事項を記載した事業実施計画書を作成した上で、知事に協議し、その承認を受けるものとする。

(2) 市町村長は、(1)の事業実施計画書の作成に当たっては、(3)に基づき事業実施主体から提出される事業実施計画書の内容を含め作成するものとする。その際、目標値の設定に当たっては、市町村全体で一つの目標値を設定するものとする。

(3) 事業実施主体（市町村が事業実施主体となる場合を除く。）は、毎年度、実施する目標ごとに目標値を設定するとともに、その達成に必要な事業メニューの選択を行い、別紙様式第1号に準じて事業実施計画書を作成の上、当該事業実施主体が属する市町村長に提出する。ただし、全県を管轄する団体等が知事に直接計画書を提出する場合は、(1)の規定を準用する。

第4 事業実施計画書の審査

1 知事は、第3の2の(1)及び(3)ただし書きにより提出された事業実施計画書について、次に掲げる視点に基づき審査を行う。

(1) 消費・安全対策の取組状況を勘案し、目標値の設定の妥当性及びその達成の可能性

(2) 地域提案型事業及び特認団体（別表1の事業実施主体の欄に掲げる知事が適当と認める団体）の適切性

2 第3の2の(3)（ただし書きによるものを除く。）により事業実施主体から市町村に提出された場合は、市町村は国要領等の定めるところにより審査を行うものとする。

3 知事は、事業実施計画書の審査を行った上で、事業実施計画書を承認するものとする。

第5 事業実施計画書の変更

1 本交付金の交付を受けた市町村又は第3の2の(3)ただし書きにより県知事に直接計画書を提出した事業主体（以下「市町村等」という。）は、目標値の達成に資する場合には、交付金額の範囲内で、事業メニュー等事業実施計画書の内容を変更することができるものとする。ただし、次に定める場合にあつ

ては、第3の2に準じて変更について知事の承認を受けるものとする。

- (1) 目標を追加又は削除する場合
- (2) 目標値を変更する場合
- (3) 新たに特認団体が事業実施主体となる事業を実施することとした場合

なお、新たに地域提案型事業を実施することとした場合には、変更する事業実施計画書について事前に知事に報告するものとする。

- 2 知事は、1の報告を受けた場合には、必要に応じ、市町村等に対し意見を述べるができるものとする。

第6 交付金の交付

1 交付金の交付

(1) 県は、毎年度、予算の範囲内において、(2)により算定する交付金について、別に定めるところにより、市町村長等に交付するものとする。

(2) 県は、(1)による市町村長等への交付金の交付に当たっては、第3の2により市町村長等から提出される事業実施計画書に記載された目標値、事業計画の内容、対象区域の状況等、市町村等ごとの要望額及び事後評価結果を基に、各市町村等に交付する交付金の額を算定する。

- 2 県は、年度途中の家畜の疾病の発生等に対応するため、予算の範囲内において、1の(2)に準じ算定する交付金について、市町村長等に交付するものとする。

第7 成果の取りまとめ及び事後評価

1 事業実施主体による成果の取りまとめ

(1) 事業実施主体は、事業を実施した年度の翌年度(別表1の2の食料安全保障確立対策整備交付金にあっては、事業を実施した年度から起算して三カ年経過した年度。以下同じ。)の4月末までに、目標ごとの事業の成果について、別紙様式第2号に従って成果報告書として取りまとめる。

(2) 市町村以外が事業実施主体となっている場合にあっては、事業実施主体は(1)において取りまとめた成果報告書を速やかに当該事業実施主体が属する市町村長(計画書を直接知事に提出した場合は知事)に提出する。

2 市町村長による成果の取りまとめ及び事後評価

(1) 市町村長は、1の(2)により事業実施主体から提出された成果報告書及び自らの成果報告書を基に、事業実施主体ごとの事後評価を実施し、必要に応じこの事後評価を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。

(2) 市町村長は、事業実施主体ごとの成果報告書及び(1)の事後評価の結果を踏まえ市町村全体の事後評価を行い、別紙様式第3号に従って市町村全体の成果及び事後評価の結果を取りまとめた上で、事業を実施した年度の翌年度の6月10日までに、成果報告書として知事に提出する。

3 事後評価結果の反映

- (1) 知事は、2の(2)により提出(1の(2)により直接知事に提出されたものを含む。)された市町村等の成果報告書に基づき、遅延なく関係部局で構成する評価検討委員会を開催し、成果目標の達成度等の事後評価を実施する。
- (2) 知事は、(1)の事後評価の結果が低い市町村等に対し、必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 知事は、別に定めるところにより、市町村等ごとの事後評価結果を次年度以降の当該市町村等への交付金の交付額に反映させるものとする。
- (4) 事後評価を行った市町村長は、その結果を公表するものとする。
- (5) (2)の措置が講じられた市町村等においては、当該措置の内容を踏まえて次年度の事業実施計画を作成する。

第8 その他

本交付金の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附則

この要綱は、平成17年4月15日から施行する。

附則

- 1 この改正は、平成18年4月3日から施行する。
- 2 この改正による改正前の島根県食の安全・安心確保交付金実施要綱(以下「旧要綱」という。)に基づく事業メニュー(トレーサビリティシステムの導入の促進及び地域における食育の推進)にあつては、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

附則

この改正は、平成19年4月2日から施行する。

附則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附則

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この改正による改正前の島根県食の安全・安心確保交付金実施要綱(以下「旧要綱」という。)に基づく事業メニュー(生鮮農産物の安全性の確保及び地域における「食事バランスガイド等の普及・活用の促進及び「教育ファーム」の取り組みへの支援に限る。)にあつては、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

附則

この改正は、平成23年2月1日から施行する。

附則

この改正は、平成23年3月4日から施行する。

附則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成24年4月6日から施行する。

附則

この改正は、平成25年5月16日から施行する。

附則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成27年4月9日から施行する。

附則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成29年4月11日から施行する。

附則

この改正は、平成30年4月2日から施行する。

附則

- 1 この改正は、平成31年4月26日から施行する。
- 2 この通知による改正前の島根県消費・安全対策交付金実施要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知による改正は、令和2年5月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の島根県消費・安全対策交付金実施要綱に基づく事業メニューにあつては、同要綱の規定は、なおその効力を有する。

附則

- 1 この通知による改正は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の島根県消費・安全対策交付金実施要綱に基づく事業メニューにあつては、同要綱の規定は、なおその効力を有する。

別表 1

島根県消費・安全対策交付金の目的、目標、事業メニュー及びその内容、事業実施主体並びに交付率

1 食料安全保障確立対策推進交付金

目的	目標	事業メニュー及びその内容	事業実施主体	交付率
I 農畜水産物の安全性の向上	1-1 安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証	<p>(1) 有害化学物質・有害微生物の汚染実態の把握 有害化学物質・有害微生物のリスク管理を効率的・効果的に推進するため、生産・貯蔵・加工段階の農産物等（畜産物、林産物、水産物、飼料作物、農用地の土壌、農業用水等を含む。）(2)において同じ）及び加工食品に含まれる有害化学物質・有害微生物の汚染実態を把握するための調査を行う。</p> <p>(2) 安全性向上対策の有効性・実行可能性の検証 有害化学物質・有害微生物のリスク管理を効率的・効果的に推進するため、生産・貯蔵・加工段階の農産物等・加工食品を汚染する有害化学物質・有害微生物に係る安全性向上対策（汚染リスク推定技術、吸収・生成抑制技術、貯蔵管理及び製造技術、農産物における肥培管理及び灌水管理技術、家畜における飼養衛生管理及び微生物排泄抑制技術等）の有効性・実行可能性を検証する取組を行うとともに、そのために必要な分析体制を整備する。また、検証結果を取りまとめた技術検証報告書を作成する。</p> <p>(3) 協議会の開催等 (1)及び(2)の取組を実施するに当たって必要な範囲において、①協議会の開催、②専門家による事業者等への指導、③事業者等向け講習会の開催又は講習会への参加支援等を実施する。</p>	<p>市町村 農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定に基づき設立された組合（農事組合法人を含む。）をいう。以下同じ。） 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 土地改良区 営農集団（消費・安全局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。） 都道府県知事等が地方農政局長等と協議して適当と認める団体（以下「特認団体」という。） 地方独立行政法人（試験研究機関に限る。以下同じ。） ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(2)のうち土壌由来有害化学物質による農作物の汚染リスク推定技術に係る取組については、以下のとおりとする。 地方独立行政法人（都道府県が設立したものに限る。）</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(1)のうちコメ（農用地の土壌を含む。）に含まれるヒ素の汚染実態を把握するための調査に要する経費については定額（上限は1都道府県当たり100万円、同一都道府県内の取組は2年限り）とし、あわせて、協議会を開催する場合は、その経費も含めることができるものとする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>
	1-2 安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進	<p>(1) カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の実証・普及 カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の実用化に向け、次の取組を行う。 ①カドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の実証試験、実証効果の把握・評価等。 ②①の取組と併せて行う協議会の開催、分析調査、技術利用マニュアル（原案を含む。以下同じ。）の作成等。 ③(3)①の取組と併せて行う協議会の開催、分析調査等。</p> <p>(2) 水稻におけるヒ素濃度低減技術の実証・普及 水稻におけるヒ素濃度低減技術の実用化に向け次の取組を行う。 ①水稻におけるヒ素濃度低減技術の実証試験、実証効果の把握・評価等。 ②①の取組と併せて行う協議会の開催、分析調査、技術利用マニュアルの作成</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)及び(2)については、以下のとおりとする。 市町村 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 都道府県協議会（消費・安全局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。） 地方独立行政法人（試験研究機関に限る。） 事業メニュー及びその内容の欄の(3)については、以下のとおりとする。 市町村 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 農業協同組合 営農集団</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(1)及び(2)に要する経費については定額（10/10）とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>

	<p>等。 ③(3)③の取組と併せて行う協議会の開催、分析調査等。</p> <p><地区推進事業> (3) カドミウム及びヒ素濃度低減技術の技術導入促進活動 実証技術の効果的な普及に向け、次の①又は②の技術に係る農業者等に対する展示場の設置、現地講習会及び検討会の開催等による技術導入推進活動の取組を行う。 ② カドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術 ②水稲におけるヒ素濃度低減技術</p>	<p>都道府県協議会 産地協議会（消費・安全局長等が別に定めるものをいう。） 地方独立行政法人</p>	
<p>2 農薬の適正使用等の総合的な推進</p>	<p>(1) 農薬の安全使用の推進 農薬の安全使用の推進及び農薬の飛散防止対策を図るため、農薬使用者を対象とした講習会の開催や啓発活動の実施、農薬使用状況の調査及び記帳指導、適正かつ安全な農薬の使用の指導及び普及を行う指導者（農薬適正使用アドバイザー等）の育成や地域ごとの農薬の使用に係る基準の策定等を行う。</p> <p>(2) 農薬の適切な管理及び販売の推進 農薬の適切な管理及び販売の推進並びに農薬の飛散防止対策の推進を図るため、農薬販売者の研修・指導の実施、農薬管理指導士の育成研修等を行う。</p> <p>(3) 農薬残留確認調査等の実施 登録基準への適合状況、農薬使用時の飛散の状況、周辺農作物への農薬の残留状況及び農薬の飛散防止技術の効果を確認するため、農薬の農作物、土壌等への残留量について調査を行う。 また、生産現場で使用可能な農薬の確保に向けて、作物群での農薬登録推進のための試験を実施する。</p> <p>(4) 実態把握を通じた原因究明及びリスク管理措置の評価・検証 食の安全及び消費者の信頼確保並びに食料の安定的な供給を図る観点で対策を策定するため、土壌調査や農作物のモニタリングによる実態把握及び原因究明、残留防止対策等の評価・検証を行う。</p> <p>(5) 農薬による蜜蜂の被害を軽減するための対策の確立 農薬による蜜蜂被害の軽減に向けて、地域の実情に応じた蜜蜂被害軽減対策を確立する。</p> <p>(6) 埋設農薬処理の進行管理の実施 埋設農薬を計画的かつ着実に処理するため、処理計画を策定するとともに、その進行管理を行う。 また、埋設農薬が適切に処理されたことを確認するため、掘削・回収の事前、事後に環境調査を行う。</p> <p>(7) 埋設農薬の漏えい等による周辺環境への悪影響の防止措置の実施 埋設農薬の漏えい等による周辺環境への</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)、(3)、(4)及び(5)については、以下のとおりとする。 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 営農集団 特認団体</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(2)、(6)及び(7)については、以下のとおりとする。 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 特認団体</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(8)については、以下のとおりとする。 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 一般社団法人又は一般財団法人 公益社団法人又は公益財団法人 特認団体 独立行政法人 民間事業者</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>

		<p>悪影響が懸念される場合、緊急的に必要な悪影響防止措置等を行う。</p> <p>(8) 農薬登録に必要な試験の信頼性確保に係る適正実施に向けた試験従事者等への研修 農薬登録に必要な試験の信頼性確保に係る適正実施に向けた試験従事者等への「農薬取締法に規定する特定試験成績の信頼性確保のための基準」(以下「農薬GLP」という)に係る研修を行う。</p>		
II 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	1 家畜衛生の推進	<p><地区推進事業></p> <p>(1) 家畜の伝染性疾病の発生予防 家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、飼養衛生管理基準の遵守、地域における発生予防の体制整備及び野生動物や環境からの感染予防の取組を推進する</p> <p>(2) 家畜の伝染性疾病のまん延防止 家畜の伝染性疾病のまん延を防止するため、まん延防止の円滑化の取組、疾病発生時の体制整備、家畜の生産性を低下させる疾病の低減対策を推進する。</p> <p>(3) 畜産物の安全性向上 畜産物の安全性向上を図るため、生産衛生管理体制の整備及び動物用医薬品の適正使用と危機管理を推進する。</p> <p>(4) 野生動物の対策強化 野生動物による家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、リスクが高い地域における野生動物対策及び野生動物への感染防止対策を推進する。</p>	<p>市町村 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 生産者の組織する団体 特認団体</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。ただし、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>
	2 病害虫の防除の推進	<p>(1) 薬剤抵抗性病害虫・雑草や従来の防除対策では十分な効果が得られない病害虫・雑草等の管理手法の確立 薬剤抵抗性病害虫・雑草や従来の防除対策では十分な効果が得られない病害虫・雑草等による被害を軽減するため、総合的病害虫・雑草管理(IPM)技術の活用により、地域の実情に応じた防除技術体系、基幹的マイナー作物の病害虫・雑草防除技術体系及び薬効を温存するためのローテーション散布体系を確立する。</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)については、以下のとおりとする。 市町村 農業協同組合 特認団体</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>

3 重要病害虫の特別防除等	<p>(1) 重要病害虫の防除 我が国で発生が限定されている重要病害虫に対し、被害の軽減及び未発生地域へのまん延を防止するため、発生地域等における徹底した防除等を行う。</p> <p>(2) 特殊病害虫緊急防除 重要病害虫のうち植物防疫法に基づく防除等の国内植物検疫の対象となり得るものについて、発生範囲を特定するための調査及び初動防除を行う。 また、重要病害虫が侵入・まん延し、農作物に甚大な被害を与える恐れがある場合、これらの撲滅あるいはまん延防止を図るために緊急に防除を行う。</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)、(2)については、以下のとおりとする。 市町村</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額（1/2以内）とする。ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(1)(2)に要する経費は定額（10/10）とする。 なお、(2)のうち、対象となる病害虫が発生しているおそれがある場合には、事業周知に要する経費は定額（1/2以内）とする。また、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>
---------------	---	---	---

2 食料安全保障確立対策整備交付金

目的	目標	事業メニュー及びその内容	事業実施主体	交付率
II 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延の防止	1 家畜衛生の推進	<p>(1) 地域における車両消毒施設整備 交差汚染による疾病のまん延を防止するため、多数の畜産関係車両が集合する施設の出入口に車両消毒施設を整備する。</p> <p>(2) 野生動物侵入防止柵の整備 野生動物からの家畜伝染性疾病の感染を防止するため、家畜飼育農場における野生動物侵入防止柵を整備する。</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)については、以下のとおりとする。 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 中小企業等協同組合 協業組合であって、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条に規定する中小企業者のみを組合員としているもの 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 生産者の組織する団体 特認団体</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(2)については、以下のとおりとする。 ただし、市町村を除</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額（1/2以内）とする。なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>

			<p>き、整備しようとする畜産経営体が直接所属するものとする。</p> <p>市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 生産者の組織する団体 特認団体</p>	
--	--	--	---	--

別表 2

1 食料安全保障確立対策推進交付金

目的及び目標	目標値	左の考え方
<p>I 農畜水産物の安全性の向上</p> <p>1-1 安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証</p>	<ul style="list-style-type: none"> 別表1の1のIの1-1の(1)の事業メニューについては調査地区数(調査点数も含む。) 別表1の1のIの1-1の(2)の事業メニューについては安全性向上対策の有効性・実行可能性の検証対象とする類型数 	<ul style="list-style-type: none"> 実態調査の実施対象とする危害要因、品目、生産条件等を踏まえつつ、調査地区数(調査点数も含む。)を定め、着実にその実施を図る。 産地において検証の実施対象とする危害要因、品目、対策、生産条件、地域等を踏まえた類型数を定め、検証に必要なデータを整備することにより、その有効性・実行可能性の着実な検証の推進を図る。
<p>1-2 安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進</p>	<p>カドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術及び水稻におけるヒ素濃度低減技術の各技術別の</p> <p>①実証試験及び展示ほの総実施箇所数(本事業により実証し、又は展示したもの数に限る。)</p> <p>②技術利用マニュアルの作成等のリスク管理措置の導入・普及推進の取組数</p>	<p>水稻におけるカドミウム及びヒ素濃度を低減するため、カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術及び水稻におけるヒ素濃度低減技術の各技術別に、</p> <ul style="list-style-type: none"> その導入・普及に向けて現地適応性の高い技術とするための当該技術の実証に必要な各技術手法別の実証試験及び展示ほの総実施箇所数の具体的な目標値 リスク管理措置の導入・普及推進に向けて実施する技術利用マニュアルの作成や検討会・講習会の開催等の取組数の具体的な目標値 <p>を定め、着実にその実施を図る。</p>
<p>2 農薬の適正使用等の総合的な推進</p>	<p>次の項目のうち一以上の項目につき目標値を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農薬の不適切な販売及び使用の発生割合 埋設農薬の処理進捗率 	<p>適正な農薬の販売・使用を推進し、農薬のより一層の安全性を確保するため、農薬取締法により把握される農薬の不適切な販売及び使用の発生割合について目標値を定め、埋設農薬の処理が必要な場合は、その計画的かつ着実な処理を実施するため、埋設農薬の処理進捗率を目標値として定め、その着実な実現を図る。</p>
<p>II 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止</p> <p>1 家畜衛生の推進</p>	<p>家畜衛生に係る取組の充実度</p>	<p>家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守やHACCP(危害要因分析重要管理点)に基づく衛生管理手法の生産段階への導入、動物用医薬品の適正利用の取組、行政・生産者・関係団体等が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止、野生動物対策等により地域における家畜衛生水準の向上を図るため、家畜衛生に係る取組の充実度について具体的な目標値を定め、確実にその達成を図る。</p>
<p>2 病虫害の防除の推進</p>	<p>次の項目のうち一以上の項目につき目標値を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 薬剤抵抗性病虫害・雑草や従来防除対策では十分な効果が得られない病虫害・雑草等の防除体系等にお 	<p>有効性、作業性及び経済性に優れた薬剤感受性検定手法や防除技術等を有機的に組み合わせること等により、現場の実情に合った発生状況調査や防除技術体系等を確立するため、発生</p>

<p>3 重要病害虫の特別防除等</p>	<p>ける作業の現状値からの向上率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤抵抗性病害虫・雑草や従来の防除対策では十分な効果が得られない病害虫・雑草等の管理手法等の普及取組数 <p>対象病害虫の調査の総回数</p>	<p>状況調査や防除技術体系等における作業の現状からの向上率について、具体的な目標値を定め、着実にその向上を図る。</p> <p>また、薬剤抵抗性病害虫・雑草や従来の防除対策では十分な効果が得られない病害虫・雑草等の管理手法等の普及取組数について、具体的な目標を定め、着実にその増加を図る。</p> <p>我が国が侵入を警戒する病害虫を早期に発見するため、これらの病害虫の調査・防除等の総回数について具体的な目標値を定め、着実にその実施を図る。</p>
----------------------	--	--

2 食料安全保障確立対策整備交付金

目的及び目標	目標値	左の考え方
<p>II 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延の防止</p> <p>1 家畜衛生の推進</p>	<p>施設の活用によるバイオセキュリティの向上率</p>	<p>多数の畜産関係車両が集合する施設における確実な車両消毒の実施、養豚農場における野生動物進入防止体制の整備により家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を図るため、これらの施設ごとに、その活用によるバイオセキュリティの向上率について具体的な目標値を定め、確実にその達成を図る。</p>